

IASB の動向 (2010年5月～2010年7月)

前専門研究員 いしはら こうじ
石原 宏司

I. 基準等の公表

IASB、2008-2010 サイクルの IFRS の年次改善を完了 (2010年5月6日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、最新の年次改善プロジェクトの成果として、「IFRS の改善—7つの国際財務報告基準 (IFRS) 修正集」を公表した。

IASB は、他の主要なプロジェクトの一部に含まれない緊急ではないが必要とされる IFRS の修正を行うために、年次改善プロジェクトを使用している。今回の修正は、2009年8月に公表された IFRS の改訂案の公開草案に含まれている論点を

反映している。また、料金規制の対象となる事業のある企業に適用される IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」に対する修正も含んでいる。当該修正は、2009年7月に公表された公開草案「料金規制活動」に含まれていたものである。改訂を断片的な変更の連作とせず、単一の文書で示すことにより、すべての関係者の変更に対する負担を軽減することを IASB は目指している。

別段の規定のある事項を除き、本修正は2011年1月1日以後に開始する事業年度から適用され、早期適用は認められる。

本修正集で取り扱っている IFRS 及び修正対象は以下のとおりである。

IFRS	修正対象
IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」	適用年度における会計方針の変更 みなし原価としての再評価ベース 料金規制の対象となる事業に対するみなし原価の利用
IFRS 第3号「企業結合」	改訂基準の発効日以前に発生した企業結合による条件付対価に対する経過措置 非支配持分の測定 置換えをしないか又は任意に行う株式報酬
IFRS 第7号「金融商品：開示」	開示の明確化
IAS 第1号「財務諸表の表示」	所有者持分変動計算書の明確化
IAS 第27号「連結及び個別財務諸表」	IAS 第27号 (2008年修正) の結果として行われた IAS 第21号、IAS 第28号及び IAS 第31号に対する修正についての経過措置
IAS 第34号「中間財務諸表」	重要な事象及び取引
IFRIC 第13号「カスタマー・ロイヤルティ・プログラム」	特典クレジットの公正価値

II. 公開草案等の公表

1. IASB、金融負債の公正価値測定の「直感に反する」影響に対処（2010年5月11日）

この変更案は、金融資産の分類及び測定についての新会計基準である IFRS 第9号「金融商品」に続くものである。

IASB は、負債の会計処理の限定的な変更を、公正価値オプションに対する変更とともに提案している。この提案は、IASB が行った広範な協議において多くの投資家等により示された、企業が公正価値で測定することを選択した負債の信用リスクの変動によって生じる純損益のボラティリティは、直感に反し、投資家に有用な情報を提供しないという懸念に対応するものである。

IASB が IFRS 第9号を導入した際に、世界中の多くの関係者は、企業が公正価値で測定することを選択した金融負債の信用リスク（「自己の信用」）の変動の影響を除いては、金融負債についての現行の定めはうまく機能しているとの意見を IASB に述べた。

さらに IASB は、「自己の信用」の論点について投資家、作成者、監査法人、規制当局等の見解を求めた。その見解は、「自己の信用」の変動による純損益のボラティリティは、デリバティブと売買目的保有の負債を除いては、投資家に有用な情報を提供しないというものであった。

したがって IASB は、企業が公正価値で測定することを選択した金融負債に係る「自己の信用」の変動によるすべての利得及び損失を、「その他の包括利益」に振り替えることを提案している。「自己の信用」の変動は、報告される純損益に影響しない。

金融負債について他の変更は提案していない。したがって、この提案は、金融負債に公正価値

オプションを適用することを選択している企業にのみ影響する。

公開草案「金融負債に対する公正価値オプション」は、2010年7月16日までコメントを募集していた。

2. IASB、その他の包括利益の項目の表示の改善を提案（2010年5月27日）

IASB は、その他の包括利益（OCI）の項目の表示方法の整合性を改善する提案を、一般のコメントを募集するために公表した。

IASB は、純損益とその他の包括利益を、1つの連続した計算書の中の独立の区分に表示することを企業に求めるよう提案している。IASB は、OCI の項目を、損益計算書の純損益の部に最終的に「リサイクル」されるかどうかに基づいてグループ分けすることも提案している。

本提案は、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で開発したものであり、FASB でも、金融商品に関する提案の一部として、OCI の表示の変更について一般のコメントを求めている。

公開草案「その他の包括利益の項目の表示（IAS 第1号修正案）」は、2010年9月30日までコメントを募集している。

3. IASB と FASB、収益認識についての新しい共同の基準を提案（2010年6月24日）

IASB と FASB は、顧客との契約から生じる収益及びそれに関連するコストの財務報告を改善し、揃えるための基準案を、一般のコメントを募集するために公表した。

本提案は IFRS と米国会計基準（GAAP）にとっての単一の収益認識基準となり、種々の業種や資本市場にまたがって適用される。この共同提案の公表は、財務報告の中で最も重要で広がり大きい分野の1つにおけるグローバルなコンバージェンスに向けての重要な一歩を示し

ている。本基準案は、IAS 第 18 号「収益」、IAS 第 11 号「工事契約」及びこれらに関連する解釈指針を置き換えるものとなる。米国会計基準では、「FASB 会計基準コード化体系」のトピック 605 にある収益認識に関するガイダンスの大部分に取って代わることとなる。

本基準案の基本原則は、企業は顧客との契約から生じる収益を、財又はサービスの顧客への移転時に、企業が顧客から受け取るか又は受け取ると見込んでいる対価の金額で、認識するというものである。本基準案は、IFRS と米国会計基準の双方を次のことにより改善することとなる。

- 現行規定の不整合の除去
- 収益認識の論点に対処するためのより強固なフレームワークの提供
- 会社間、業種間及び資本市場間の比較可能性の改善
- 開示の拡充
- 契約コストの会計処理の明確化

本提案の作成にあたり、両審議会は、ディスカッション・ペーパー「顧客との契約についての収益認識に関する予備的見解」に対して受け取った 220 通以上のコメントレーター、さらに、広範なアウトリーチ・プログラム（作成者とのワークショップを含む）を通じて利害関係者から受け取ったフィードバックを考慮した。両審議会は、本基準を最終化する際にすべての利害関係者の見解が考慮されるようにするために、公開草案のコメント期間中に追加的なアウトリーチ活動を行う。

公開草案「顧客との契約から生じる収益」は、2010 年 10 月 22 日までコメントを募集している。

4. IASB、レベル 3 公正価値測定についての開示規定の改善を提案（2010 年 6 月 29 日）

IASB は、2009 年 5 月の IASB 公開草案「公

正価値測定」の一部となっていたレベル 3 の公正価値測定に関する開示提案の一層の拡充を、一般のコメントを募集するために公表した。

当初の公開草案で、IASB は 3 段階の公正価値ヒエラルキーを提案した。これは、公正価値測定のためのインプットとして使用される観察可能な市場データと観察不能な市場データを分類するものである。そのヒエラルキーによれば、レベル 3 のインプットは、市場データが入手可能でない資産又は負債の公正価値測定に使用される「観察不能なインプット」である。

受け取ったコメントに対応して、IASB は測定の不確実性についての分析の開示を求めることにより当初の提案を拡充することを提案している。レベル 3 で公正価値の測定に使用される観察不能なインプットどうしの相互依存性を反映するためである。財務諸表の利用者は、この情報により、異なる観察不能なインプットの使用が公正価値測定に与える影響を評価できるようになるとコメントした。

公開草案「公正価値測定に対する測定の不確実性の分析の開示」は、2010 年 9 月 7 日まで、コメントを募集している。

FASB は、公開草案「米国会計基準及び IFRS における共通の公正価値の測定及び開示に関する規定の修正」で提案を公表している。両審議会は、公正価値測定についての検討を続けており、公開草案に対して受け取ったコメントを共同で検討する。

5. IASB と FASB、財務諸表表示の基準案のスタッフ・ドラフトを公開（2010 年 7 月 1 日）

IASB と FASB は、財務諸表表示の基準案のスタッフ・ドラフトを、それぞれのウェブサイトに掲載した。本スタッフ・ドラフトは、2010 年 4 月の合同会議で完了した両審議会の暫定決定が反映されており、2011 年第 1 四半期の公

開草案の公表前、これから年内に行われる両審議会の関係者に対するアウトリーチの基礎となるものである。

両審議会は、2010年6月2日にコンバージェンス作業に関する共同声明を、6月24日に「会計基準のコンバージェンス及び一組の高品質のグローバルな会計基準のコミットメントについての進捗報告」を公表した。本進捗報告では、財務諸表表示プロジェクトのうち、その他の包括利益の表示（「2. IASB、その他の包括利益の項目の表示の改善を提案（2010年5月27日）」を参照いただきたい。）を加速化するが、主要プロジェクトについては、公開草案の公表前に、本スタッフ・ドラフトを基礎に、追加のアウトリーチ活動を実施することを決定した。アウトリーチでは、以下の2つの分野について焦点を当てる予定である。

- 本提案の認識されている便益とコスト
- 金融サービス企業による財務報告への本提案による影響
具体的には、
- 財務諸表の利用者に、どのように財務諸表の構成に対する変更案や財務諸表に表示されている情報が、分析や資源配分的意思決定にとって便益をもたらすのかについての評価を質問する。
- 財務諸表の作成者に、その独特の環境下において、本変更案を適用する際に伴う労力とコストについての評価を質問する。
- 本変更案を議論するために金融サービス企業の財務諸表の作成者及び利用者と会う。
- 追加のフィールドテスト及び／又は実験的リサーチを含む、スタッフ・ドラフトにおける提案についてさらにフィールドワークを行うことにより、便益とコストについての追加情報を得る。

両審議会は、年内にアウトリーチ活動が完了することを予定している。両審議会は、フィー

ドバックを考慮して、スタッフ・ドラフトに反映されているこれまでの暫定決定を見直し、公開草案を2011年第1四半期に公表することを予定している。

両審議会は、本スタッフ・ドラフトに対して、公式にはコメントの募集は行っていないが、関係者からのインプットを歓迎している。

6. IASB、非継続事業の基準案のスタッフ・ドラフトを公開（2010年7月9日）

IASBとFASBは、6月24日に公表した「会計基準のコンバージェンス及び一組の高品質のグローバルな会計基準のコミットメントについての進捗報告」において、非継続事業のプロジェクトの進捗を、財務諸表表示の主要プロジェクトの進捗に合わせることを表明した。すなわち、非継続事業に関しても2011年第1四半期に公開草案を公表する予定である。

IASBのウェブサイトに掲載された非継続事業の基準案のスタッフ・ドラフトには、非継続事業の定義を改訂し、処分された（される）企業の個別で重要な構成単位に関する追加の開示を求める提案が含まれている。本共同プロジェクトの結果、IASBはIFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」を、FASBはFASB会計基準のコード化体系TMのサブトピック205-20「財務諸表の表示—非継続事業」を修正する予定である。

IASBは、本スタッフ・ドラフトに対して、公式にはコメントの募集は行っていないが、関係者からのインプットを歓迎している。

7. IASB、保険会計に対する改善を提案（2010年7月30日）

IASBは、保険契約の会計処理を改善する公開草案「保険契約」を、一般のコメントを募集するために公表した。本公開草案は、すべての保険者が、すべての法域において、統合的にす

すべての契約タイプに対して適用することが可能な単一の IFRS を提案している。

IASB が 2001 年に創設された際に、保険契約には国際的な財務報告の規定は存在しなかった。本プロジェクトの第 2 フェーズとして保険契約のより包括的な見直しを開始したが、IASB は 2004 年に、多くの現行の国際的な会計実務を維持することを認める暫定的な基準として IFRS 第 4 号「保険契約」を導入した。本公開草案は、この見直しの成果である。

IASB は、2007 年にディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、公開協議を行った。本公開草案の開発にあたり、IASB は当該ディスカッション・ペーパーについて受け取った 160 通以上のコメントレーターとともに、IASB の保険ワーキング・グループや作成者とのフィールド・テストとの相互作用を含む、広範囲のアウトリーチを通じた関係者からのフィードバックを検討した。IASB は、IFRS を公表する前にすべての関係者の見解を検討することを確保するために、フィールドテストの第 2 ラウンドを含む、本公開草案のコメント期間中にさらなるアウトリーチを実施する。

公開草案「保険契約」は、2010 年 11 月 30 日までコメントを募集している。

Ⅲ. その他の IASB 関係のプレスリリース

1. IASB と FASB、コンバージェンス作業に関する共同声明を公表 (2010 年 6 月 1 日)

IASB と FASB は、2010 年 3 月の進捗状況報告において、多数のプロジェクトについて世界中の利害関係者の効果的な関与を求めることにより生じている課題を認識していることを表明した。3 月の進捗状況報告の公表以降、関係者からは、本年第 2 四半期に公表が予定されている多数の重要な公開草案に対して高品質のイン

プットを提供できるかどうか懸念する声があった。

IASB と FASB は、そうした懸念を考慮して、次のような修正版の戦略を作成している。

- MOU の主要プロジェクトの優先順位を定め、大幅な改善や IFRS と米国会計基準とのコンバージェンスをもたらす論点及びプロジェクトにもっと集中できるようにする。
- 公開草案の公表やそれに関連した関係者協議（円卓会議等）の日程をずらせて、関係者がデュー・プロセスに幅広くかつ効果的に参加できるようにする（これは基準の品質に対して非常に重要である。）。重要あるいは複雑な公開草案は、各四半期に 4 つまでに限定する。
- 発効日と経過措置について関係者のインプットを求める別個の協議文書を公表する。

その結果、2011 年 6 月という目標完成期日を、当初の MOU で識別されたプロジェクトの多くについては維持する。これには、コンバージェンスされた基準が早急に必要とされているプロジェクトが、MOU になかった他の論点とともに含まれている。若干のプロジェクトについては、目標期日を 2011 年下半年期まで延期する。公開草案に対して受け取るコメントの内容によって、高品質なコンバージェンスされた基準を得るのにどの程度の再審議が必要か、またどの程度の時間を要するかが決まることになる。

本共同声明では、2 月に公表された米国証券取引委員会 (SEC) の、2011 年に IFRS を米国の金融制度に組み込むかどうか及びその場合の方法を検討するための作業計画に対して、否定的な影響はないものと見込まれるとされたが、同日 SEC のシャピロ委員長から影響はないという声明が公表された。

両審議会は、この 6 月 24 日に作業計画の改訂版を含む進捗報告「会計基準のコンバージェンス及び一組の高品質のグローバルな会計基準のコミットメントについての進捗報告」を公表

し、IASB では作業計画の更新を行った。本進捗報告については、本誌 58 頁 ASBJ オープン・セミナー「IFRS の今を説く」を参照いただきたい。

2. Tommaso Padoa-Schioppa 氏、IASC 財団の評議員会の議長に復帰（2010 年 6 月 18 日）

国際会計基準委員会（IASC）財団の評議員会の提案を受け、モニタリング・ボードは、Tommaso Padoa-Schioppa 氏を評議員会の議長に任命することを承認した。任期は 3 年である。Padoa-Schioppa 氏は、イタリアの経済財務大臣に就任する前、2006 年に評議員会の議長を務めた。7 月 6 日、7 日にワシントンで開催された評議員会の会議後、Gerrit Zalm 氏から議長を引き継ぐこととなる。

3. IASC 財団、IFRS 財団に名称を変更（2010 年 7 月 1 日）

2010 年 7 月 1 日、IASC 財団は正式に IFRS 財団に名称を変更する。この変更は、2010 年の定款レビューの結果を受け、本財団が何をしているか、すなわち、IFRS の公表および普及をより明確に反映することを意図するものである。国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）と基準諮問会議（SAC）は、すでに IFRS 解釈指針委員会と IFRS 諮問会議にそれぞれ名称を変更している。IASB は、名称を変更しない。

IV. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の第 117 回会議（2010 年 5 月 17 日～5

月 20 日）、第 120 回会議（6 月 15 日～6 月 17 日）及び第 122 回会議（7 月 19 日～7 月 23 日）がロンドンの IASB 本部で開催され、その中で、5 月は 17 日から 19 日まで、6 月は 15 日から 17 日まで、7 月は 19 日、21 日及び 22 日に FASB との合同会議が行われた。

定例の会議に加えて、臨時の第 116 回会議が 2010 年 5 月 4 日に、第 118 回会議が 6 月 1 日、第 119 回会議が 6 月 10 日に、第 121 回会議が 6 月 23 日にそれぞれ FASB と合同で開催された。詳細については ASBJ ホームページ（HOME>周辺情報>国際関係情報>IASB 会議）を参照いただきたい。

2010 年 5 月 6 日及び 7 日、7 月 8 日及び 9 日に、IFRS 解釈指針委員会の会議がロンドンの IASB 本部で開催された。詳細については、本誌 202 頁の「IFRIC の活動状況」を参照いただきたい。

V. その他 IASB 関連会議

IFRS 諮問会議が、2010 年 6 月 21 日及び 22 日にロンドンで開催された¹。また IASB とアナリスト代表グループとの会議（ARG）と世界作成者フォーラム（GPF）との合同会議が 2010 年 6 月 25 日にロンドンで開催された。

金融資産の減損に関する専門家諮問パネルの会議が、2010 年 5 月 24 日及び 25 日に米国ノーウークで、5 月 24 日及び 25 日、6 月 21 日及び 22 日に北京で開催された。

IASC 財団の評議員会の会議が、2010 年 7 月 6 日及び 7 日にワシントンで開催された。

1 本誌 164 頁「第 28 回 IFRS 諮問会議（IFRS Advisory Council）報告」を参照いただきたい。